

- 印鑑(認め印も可)、本人名義の金融機関の名称・支店名・口座番号等がわかるもの
 - 収入や必要経費を集計した書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
 - 各種控除を証明できる書類(国民健康保険料・介護保険料・社会保険料・寄附金の領収書や、生命保険料・小規模企業共済等掛金・国民年金保険料・地震保険料などの控除証明書、医療費の明細書)
 - ※税務署から確定申告用紙や「確定申告のお知らせ」はがきが送られてきた人、前年分の申告書や収支内訳書等の控えをお持ちの人は、それらを申告会場へお持ち下さい。
 - ※国民年金保険料の控除の申告は、日本年金機構から送付された証明書が必要です。
- ④沼津年金事務所 ☎055-921-2201(音声案内2番)
- マイナンバーカードまたは通知カード(記載事項が住民票と一致しているもの)及び身分証明書(運転免許証等)
 - ※マイナンバー制度に関する情報については、国税庁または市ホームページをご覧ください。

■令和2年分の主な変更について

◆給与所得控除・公的年金等控除が変わりました

給与所得控除・公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。このほか、控除上限額等も変わりました。

◆ひとり親控除

婚姻歴や性別に関わらず一定の要件を満たす場合は、35万円を控除することができるひとり親控除が創設されました。

◆基礎控除が変わりました

控除額が10万円引き上げられ、48万円になりました。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える人は、その合計所得額に応じて控除額が変わります。詳しくは、国税庁ホームページ等をご覧ください。

国税庁ホームページアドレス <https://www.nta.go.jp/>

◆「医療費控除の明細書」の添付が必要になります

平成29年分の確定申告から医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。令和2年分以降は、医療費の領収書の提出のみでは医療費控除が受けられませんので、ご注意ください。
※医療費の領収書は、5年間保存が必要です。

◆確定申告書の作成・送信は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で

確定申告書は、スマートフォンやパソコンから「マイナンバーカード」または「ID・パスワード」を使用し、e-Taxで送信できます。e-Taxを利用すると、会場に行かなくとも24時間いつでも自宅等で確定申告ができます。さらに、書面で提出するより還付金を早く受け取れるといったメリットもあります。
「マイナンバーカード」をお持ちでない人は、税務署の窓口で「ID・パスワード」の発行を受けることができます。発行を希望する人は、申告する本人が顔写真付きの本人確認書類(運転免許証等)を持参して下さい。
※既に、ID・パスワードの届け出が済んでいる人は、新たに提出する必要はありません。
※e-Taxを利用できない場合は、印刷して郵送等により税務署に提出することもできます。



国税庁ホームページ「確定申告」

◆確定申告書の作成にあたり、不明な点がありましたら電話でお問い合わせ下さい

- ・電話相談センター ☎055-922-1560、音声案内に従い「0」を選択して下さい。
- ※3月15日(月)までご利用頂けます。



■確定申告の手続きに必要な支援を行っています

①住宅ローン控除に関する事前相談会について

住宅ローン等を利用した人で一定の条件に当てはまる人が対象です。
と き 2月10日(火)～15日(月)、9時～17時(土・日曜日、祝日を除く)
※持参する必要書類等は国税庁ホームページをご確認ください。

②税理士による無料税務相談をご利用下さい

税理士の代理送信による申告書提出の手続きを受け付けます。
と き 2月10日(火)～26日(金)、9時30分～12時、13時～16時(土・日曜日、祝日を除く)

◆いずれも

ところ キラメッセぬまづ市民ギャラリー
※混雑緩和のため、入場には整理券が必要となります。整理券は会場当日配付します。なお整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることがありますので、ご理解ご協力をお願いします。



申告会場 キラメッセぬまづ市民ギャラリー

開設期間 2月16日(火)～3月15日(月) ※土・日曜日、祝日は除きます。

開設時間 9時～17時

※混雑緩和のため、入場には整理券が必要となります。整理券は会場当日配付しますが、LINEを使い事前に入手も可能です。整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることがありますので、ご理解ご協力をお願いします。
※本年の確定申告では、公的年金を受給している人を主な対象として、2月10日(火)から当会場で申告相談を受け付けます。



国税庁 LINE公式アカウント

◆年金を受給している人【申告不要制度】

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、**所得税の確定申告は必要ありません**(市県民税の申告が必要な場合があります)。ただし、このような場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

◆税務署へ提出する申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です

確定申告書については、税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
※e-Taxで申告した場合、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

◆新型コロナウイルス感染症対策をした上で開催します！

- ・入場の際に検温を行います。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りします。なお、発熱等の症状がある人や体調の優れない人は、来場を控えて下さい。
- ・来場の際には、マスクの着用と入口等での手指消毒をお願いします。
- ・来場人数は、できる限り少人数でお願いします。

※詳細は、沼津税務署へお問い合わせ頂くか国税庁ホームページをご覧ください。

申告会場 沼津市役所 1階多目的スペース

受付期間 2月18日(木)～3月15日(月)

※土・日曜日、祝日は除きます。

時間 9時～17時

※上記期間は、市民税課窓口では申告を受け付けていません。

沼津市ホームページにて市県民税の税額試算と申告書の作成ができるようになりました。
※作成した申告書は持参または郵送で提出できます。

■申告が必要な人は？

◆令和3年1月1日現在、市内に居住し次のいずれかに該当する人

- ①市役所から申告書が送られてきた人で、所得税がかからない人
 - ②令和2年分の課税所得があるが、確定申告の必要がない人(給与所得以外の所得が20万円以下の人など)
 - ③令和2年分の課税所得はないが、所得証明書や非課税証明書等を必要とする人
 - ④国民健康保険に加入している人で、年末調整や確定申告をしていない人
- ※税務署に確定申告をした人や令和2年分の所得が給与所得だけで、年末調整の済んでいる人は、申告の必要がありません。

※確定申告が不要でも、扶養親族等の追加をする人は市県民税の申告が必要です。
※申告書にはマイナンバーの記載が必要です。

◆新型コロナウイルス感染症対策について

- ・可能な限り郵送での提出をお願いします。提出方法等はお問い合わせ下さい。
- ・来場の際にはマスクを着用し、発熱等の症状や体調の優れない人は、来場を控えて下さい。
- ・会場の混雑状況によって、入場制限等を行う場合があります。



お知らせ

所得税と市県民税の申告を受け付けます

申告会場をお間違いのないよう、ご注意ください



お問い合わせは 各電話番号へ